

## 労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項

1. 求人広告に掲載できるものは次にあげるものとし、それぞれに明確な表示をして掲載しなければならない。

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。(職業安定法第5条の3第1項)

1) 通常の雇用関係となる人事募集

2) 労働者派遣事業の派遣(一般)労働者の募集

3) 職業紹介事業の求職者の募集

4) 業務委託(代理店・フランチャイズ等を含む)の受託者の募集

※新規に掲載申込があった事業所には、必ず訪問調査を行い、その所在・事業内容等を確認しなければならない。

※事業の内容が監督官庁の許認可等を要する場合は、必要に応じてその証明となる関係書類を確認の上掲載とする。

5) ① 各省庁・地方自治体が雇用創出のために行う事業、又は各種団体を後援して行う事業での募集

② 公益性の高い業界団体・公益法人等が主催し、雇用創出に繋がる募集と判断されるもの。

③ 求職者支援法・求職者支援制度に基づく、雇用保険を受給できない失業者(特定求職者)に対する無料の職業訓練(求職者支援訓練)の職業訓練生募集

2. 通常の雇用関係となる人事募集の場合、以下の表示をしなければならない。

〈明示必須項目〉

1) 求人者の正式名称(社名等)及び所在地

2) 事業の内容

3) 募集職種名または職務内容

4) 応募資格

※募集職種(職務内容)毎に異なる場合はそれぞれ表示すること。

※就業する上で必要となる条件が無い場合は明示不要。

5) 応募方法(応募に必要な書類)・連絡先・連絡方法

6) 労働条件

① 雇用形態(正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー・アルバイト等)

② 勤務時間、休日・休暇

※裁量労働制の場合は、裁量労働制の募集であること、適用される制度(専門業務型か企画業務型か)、何時間分働いたものとみなすかを表示すること。

③ 賃金(賃金形態、種類、採用時に一律に支払われる最低支給額)※固定残業制の場合は、固定残業代の金額、固定残業代に充当する労働時間数、固定残業代を超える労働を行った場合は追加支給する旨のコメント

④ 待遇(昇給・賞与、手当、通勤交通費等)の支給がある場合は、その内容

⑤ 就業の場所

⑥ 試用期間、研修期間、見習い期間、採用時と本採用後で労働条件が異なる場合は、その内容と期間

※新卒媒体(JOBPASS)は、上記のほか、採用予定数(未定の場合はその旨)と前年採用実績数、応募資格となる学歴(学校種)および採用予定学科、応募から選考において必要となる書類

〈明示促進項目〉

1) 時間外勤務の状況

2) 休憩時間

3) 社会保険、労働保険の適用状況

4) 企業情報(資本金、創業・設立年月日、社員・従業員数、事業所)

5) 福利厚生(住宅制度、寮、社宅、教育研修制度)

6) 就業場所における受動喫煙防止のための取組み(2020年4月1日～)

7) 定年制度がある場合

※当該募集対象者が雇用期間の定めのない労働契約を対象とした場合に限る(2022年1月1日～)

**3. 通常の雇用関係と異なる募集については、明示必須・促進項目と共に、次の項目について具体的に表示しなければならない。**

1) 募集にかかる業務内容および就業地域または場所

2) 賃金、報酬、収入(オーナー募集の場合)

3) 労働者派遣事業の場合は、派遣労働者の雇用形態(一般)

4) 業務委託(代理店・フランチャイズを含む)の受託者募集は次の事項

① 募集にかかる委託業務内容、必要とされる資格・物・条件

② 受託時または受託後に費用負担が有る場合は、その詳細と掛かる費用

③ 報酬については、完全歩合(出来高)制、固定報酬+歩合(出来高)制等の種類